

令和4年度 給与改定の概要について

第1 議員及び常勤特別職 【議案第80号・81号関係】

1 議員

期末手当を下表のとおり改定する。

6月期		12月期		年間支給割合	
改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
1.625月	1.65月	1.625月	1.65月	3.25月	3.3月
	+0.025月		+0.025月		+0.05月

2 常勤特別職

期末手当を下表のとおり改定する。

6月期		12月期		年間支給割合	
改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
1.625月	1.65月	1.625月	1.65月	3.25月	3.3月
	+0.025月		+0.025月		+0.05月

3 改定の時期

公布の日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

**第2 一般職（会計年度任用職員を除く）****【議案第82号関係】****1 給料**

給料表を改定する。

（給料月額を200円～4,200円引き上げ）

**2 勤勉手当**

下表のとおり改定する。

**（1）再任用職員以外の支給割合**

	6月期		12月期		年間支給割合	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
期末手当	1.2月	改定 なし	1.2月	改定 なし	2.4月	改定 なし
勤勉手当	0.95月	1月 +0.05月	0.95月	1月 +0.05月	1.9月	2月 +0.1月
計	2.15月	2.2月 +0.05月	2.15月	2.2月 +0.05月	4.3月	4.4月 +0.1月

**（2）再任用職員の支給割合**

	6月期		12月期		年間支給割合	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
期末手当	0.675月	改定 なし	0.675月	改定 なし	1.35月	改定 なし
勤勉手当	0.45月	0.4875月 +0.0375月	0.45月	0.4875月 +0.0375月	0.9月	0.975月 +0.075月
計	1.125月	1.1625月 +0.0375月	1.125月	1.1625月 +0.0375月	2.25月	2.325月 +0.075月

**3 改定の時期**

公布の日から施行する。

ただし、1については令和4年4月1日から適用し、2については令和4年6月1日から適用する。

<b>第3 会計年度任用職員 【議案第83号関係】</b>
-------------------------------

**1 期末手当**

下表のとおり改定する。

6月期		12月期		年間支給割合	
改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
1.125月	1.1625月	1.125月	1.1625月	2.25月	2.325月
	+0.0375月		+0.0375月		+0.075月

**2 改定の時期**

公布の日から施行し、令和4年6月1日から適用する。